

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業会計

事業名	水道用水供給事業		
事業開始年月日	H12.8.1供用開始	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	柳井地域広域水道企業団	職員数（H22. 4. 1現在）	8
構成団体名	柳井市、周防大島町、岩国市、上関町、田布施町、平生町		
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	123（ 20年度）	財政力指数	0.531（ 21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	-（ 年度）	財政力指数（臨時債振替前）	-（ 年度）
経常収支比率（％）	92.9（ 20年度）	実質公債費比率（％）	18.8（ 21年度）
		将来負担比率（％）	2.158（ 20年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☒ 該当なし
〔合併期日：平成○年○月○日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計画名	柳井地域広域水道用水供給事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	企業長 井原健太郎
既存計画との関係	柳井地域広域水道用水供給事業経営健全化計画 平成19年度～平成23年度
公表の方法等	議会へ説明のうえ、ホームページで公表予定
基本方針	当企業団は、平成12年8月より供給を開始しており、当初より健全な経営に努めてまいりましたが、膨大な施設建設費による借入金の返済に加え、低迷する経済、少子・高齢化による人口の減少等社会経済情勢の悪化により、当企業団、構成団体とも大変厳しい財政運営を強いられています。しかしながら、水道事業は、市民のライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水を安定して供給するため、積極的に経営改善に取り組み、計画的・効率的な水道事業運営がはかられるようここに経営健全化計画を策定するものです。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			121,149.2	121,149.2
	補償金免除額			30,592.3	30,592.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	103,379.8	119,849.5		223,229.2

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債(用水供給事業)	189,902		459,748	693,496
				313,165	
合 計 (A)		189,902		459,748	693,496
一 般 会 計 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		189,902		459,748	693,496

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債(用水供給事業)	103,380	119,849		223,229
合 計 (A)		103,380	119,849		223,229
一 般 会 計 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		103,380	119,849		223,229

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	約32キロの遠距離導水及び総延長約101キロの広範囲な送水の施設建設のため、資本費や元金返済にかかる部分が大きく高料金とならざるを得ないため、資金ベースにより供給単価を決定し、供給単価を抑制している。そのため、当面、赤字経営ではあるが、資金不足となっておらず、経費節減等企業努力及び資本費の減少に伴い、徐々に純損失も減少している。
経 営 課 題	課 題 施設更新の財源確保 日常点検、定期の保守点検により、機器の使用年数を延長し、更新時期の見直しを行っているが、膨大な施設のため、費用も多額となる。機器及び施設の更新にかかる費用の財源確保が大きな課題。
	課 題 水価の安定 20年度企業団営水道用水供給事業の全国平均は90.8円/㎥であり、当企業団の供給単価120円/㎥は、非常に高料金となっている。資本費にかかる部分が大きく、高料金とならざるを得ないが、いかに水価の安定、適正な料金設定をするかが課題。
	課 題 欠損金の解消 供給単価を抑制するため、資金ベースにより供給単価を決定しているため、毎年純損失が発生し、欠損金も増加する。累積欠損金比率185.3%と、企業団営水道用水供給事業の全国平均の38.0%に比較して非常に悪く、欠損金の解消となる健全な経営が課題。
	課 題 維持管理費の縮減 適正、確実に管理運営を行う中で、動力費等の経費節減により、遠距離導水及び広範囲な送水施設の維持管理費をいかに縮減するかが課題。
	課 題 収益の確保 末端の水道料金の高騰につながるため、供給単価の値上げによる増収は難しいため、繰入金を確保するとともに、その他の収入による収益確保が必要。
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)					
収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,185	1,192	1,198	1,199	1,197	1,197	1,200	1,197	1,197	1,197
	(1) 料 金 収 入	1,182	1,182	1,186	1,183	1,182	1,182	1,185	1,182	1,182	1,182
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他	3	10	12	16	15	15	15	15	15	15
	2. 営 業 外 収 益	224	209	199	181	170	155	141	125	112	102
	(1) 補 助 金	197	182	169	151	137	126	108	92	79	69
	他 会 計 補 助 金	132	123	116	107	99	92	82	73	66	59
	そ の 他 補 助 金	65	59	53	44	38	34	26	19	13	10
	(2) そ の 他	27	27	30	30	33	29	33	33	33	33
	収 入 計 (C)	1,409	1,401	1,397	1,380	1,367	1,352	1,341	1,322	1,309	1,299
収 入	1. 営 業 費 用	1,117	1,083	1,104	1,100	1,084	1,087	1,062	1,058	1,062	1,069
	(1) 職 員 給 与 費	66	56	58	56	54	61	63	63	64	64
	基 本 給	37	31	32	31	29	33	33	33	34	34
	退 職 手 当	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	そ の 他	27	23	24	23	23	26	28	28	28	28
	(2) 経 費	265	248	268	266	257	282	277	280	278	281
	動 力 費	68	67	66	73	66	63	63	63	63	63
	修 繕 費	21	10	10	8	13	13	18	20	18	20
	材 料 費	1	1	1							
	そ の 他	175	170	191	185	178	206	196	197	197	198
(3) 減 価 償 却 費	786	779	778	778	773	744	722	715	720	724	
2. 営 業 外 費 用	545	510	480	443	412	382	342	307	276	250	
(1) 支 払 利 息	545	510	480	443	412	382	342	307	276	250	
(2) そ の 他											
支 出 計 (D)	1,662	1,593	1,584	1,543	1,496	1,469	1,404	1,365	1,338	1,319	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	-253	-192	-187	-163	-129	-117	-63	-43	-29	-20	
特 別 利 益 (F)											
特 別 損 失 (G)											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	-253	-192	-187	-163	-129	-117	-63	-43	-29	-20	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-1,547	-1,739	-1,926	-2,089	-2,218	-2,335	-2,398	-2,441	-2,470	-2,490	
流 動 資 産 (J)	1,473	1,533	1,620	1,682	1,730	1,752	1,811	1,853	1,939	2,025	
う ち 未 収 金	503	505	515	504	544	518	520	510	495	481	
流 動 負 債 (K)	27	20	39	19	56	21	17	16	18	17	
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金	27	20	39	19	56	21	17	16	18	17	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		130.5	145.9	160.8	174.2	185.3	195.1	199.8	203.9	206.3	208.0
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,185	1,192	1,198	1,199	1,197	1,197	1,200	1,197	1,197	1,197
地方財政法による資金不足の比率 $((L)/(M) \times 100)$											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		1,185	1,192	1,198	1,199	1,197	1,197	1,200	1,197	1,197	1,197
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $((N)/(P) \times 100)$											

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分											
資 本 的 収 入 支 出	1. 企 業 債	189	217	148	147		121	120	103		
	資本費平準化債										
	2. 他会計出資金	108	114	119	127	132	139	146	130	93	68
	3. 他会計補助金	168	181	188	195	202	209	218	220	212	206
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金					26					
	9. その他	3									
	計 (A)	468	512	455	469	360	469	484	453	305	274
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	468	512	455	469	360	469	484	453	305	274
	1. 建設改良費	7	1			112		1	17	1	14
	うち職員給与費										
	2. 企業債償還金	929	1,022	981	1,005	887	1,037	1,071	1,048	892	849
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他	19	12				4	10	21	23	19
	計 (D)	955	1,035	981	1,005	999	1,041	1,082	1,086	916	882
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		487	523	526	536	639	572	598	633	611	608
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	487	523	526	536	639	559	598	633	611	608
	2. 利益剰余金処分額										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他						13				
計 (F)		487	523	526	536	639	572	598	633	611	608
補てん財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金現在高 (G)											
企業債現在高 (H)		16,776	15,971	15,138	14,280	13,393	12,477	11,526	10,581	9,689	8,840

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分											
収 益 的 収 入	計	223	208	195	177	164	153	135	119	106	96
	うち基準内繰入金	65	59	53	44	38	34	26	19	13	10
	うち基準外繰入金	158	149	142	133	126	119	109	100	93	86
資 本 的 収 入	計	276	295	307	322	334	348	364	350	305	274
	うち基準内繰入金	108	114	119	127	132	139	146	130	93	68
	うち基準外繰入金	168	181	188	195	202	209	218	220	212	206
合 計		499	503	502	499	498	501	499	469	411	370

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率 (%)		74.0	77.1	77.5	78.9	81.1	82.4	86.0	87.8	89.2	90.3
資本費 (円又は%)		135.1	130.8	127.3	123.9	120.3	114.3	107.7	103.7	101.1	98.9
総収支比率(法適用) (%)		84.8	87.9	88.2	89.4	91.4	92.0	95.5	96.8	97.8	98.5
経常収支比率(法適用) (%)		84.8	87.9	88.2	89.4	91.4	92.0	95.5	96.8	97.8	98.5
営業収支比率(法適用) (%)		106.1	110.1	108.5	109.0	110.4	110.1	113.0	113.1	112.7	112.0
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		130.5	145.9	160.8	174.2	185.3	195.1	199.8	203.9	206.3	208.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	15.8	14.8	14.0	12.8	12.0	11.3	10.1	9.0	8.1	7.4
	うち基準内繰入金 (%)	4.6	4.2	3.8	3.2	2.8	2.5	1.9	1.4	1.0	0.8
	うち基準外繰入金 (%)	11.2	10.6	10.2	9.6	9.2	8.8	8.1	7.6	7.1	6.6
	資本的収入分 (%)	59.0	57.6	67.5	68.7	92.8	74.2	75.2	77.3	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	23.1	22.3	26.2	27.1	36.7	29.6	30.2	28.7	30.5	24.8
	うち基準外繰入金 (%)	35.9	35.4	41.3	41.6	56.1	44.6	45.0	48.6	69.5	75.2

注 1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第 1 項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 1 0 0

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第 1 項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 1 0 0

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 1 0 0

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 1 0 0

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 1 0 0 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 1 0 0

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 1 0 0

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 1 0 0

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 1 0 0

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 1 0 0

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表 2 に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	経営基盤の安定を図るため責任水量制により、供給単価120円/m ³ で、基本水量26,990m ³ の料金収入を見込んでいる。供給単価については、構成団体の水道料金の高騰を抑えるため、期間3ヵ年毎の資金ベースにより算出しているが、平成30年度までは現行の料金の予定。
2 他会計繰入金の見込み	(基準内繰入金) 地方公営企業繰出基準第1条第4項 上水道の水源開発に要する経費に基づく構成市町からの繰入金を平成32年度まで見込む。 地方公営企業繰出基準第13条第1項 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費に基づく構成市町からの繰入金。 地方公営企業繰出基準第13条第2項 地方公営企業職員に係る児童手当及び子ども手当に要する経費に基づく構成市町からの繰入金 (基準外繰入金) 柳井地域広域水道水源費補助金交付要綱に基づく山口県からの元利補給金を平成42年度まで見込む。 山口県企業局からの共同施行による工業用水施設の維持管理負担金。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資の有無、資産売却等なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	構成団体の水質検査を受託しており、水質検査等の受託に関する規程により、手数料収入を見込む。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改修事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		職員定数25名のところ、施設の維持管理を民間に委託することにより、現在8名(うち2名は構成団体より管理職の派遣)の職員で運営している。当面、削減の予定はないが、今後も業務内容等の検討を行い、定員管理の適正化に努める。
○ 給与のあり方		
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与構造については、国に準じている。今後も、国や他団体の状況を参考としながら、給料表の見直しや勤務成績に応じた昇給制度の見直しなどを行う。地域手当については該当なし。特殊勤務手当については20年度に全廃。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当職員なし。
退職時特昇等退職手当のあり方		退職手当の支給水準や退職時特昇については、国に準じた見直しを実施。また、新たな給与制度との関連を踏まえ、国に準じた退職手当制度とする。
福利厚生事業のあり方		公費負担を伴う福利厚生事業はない。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	、	経費の節減 ・第一調整池に小規模ポンプを設置し、契約電力を変更することにより動力費を削減。 ・「年度別更新・修繕計画」を策定し、費用の平準化、計画的な更新・修繕を実施。 ・日常点検、状況に応じ、職員による修繕を行い、保守点検の延長等により、委託料を削減。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		施設の維持管理を民間委託しており、業務内容を検証し、今度も委託できる業務、削減できる業務等の検討を行う。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		平成18年度より、構成団体の水質検査を受託しており、その手数料収入を見込む。
料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		当企業団の供給単価は、全国平均と比較して高料金である。経費の縮減及び資金ベースでの料金設定により、適正な料金設定とする。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化計画については、ホームページや各種会議等を通じて情報公開を行う予定。財務状況については、当企業団事業概要の配布、各種会議等において公開している。
行政評価の導入		現在、導入の検討はしていないが、行政評価の趣旨や内容を理解した上で、当企業団のデータを管理、蓄積し、検討を行う。
4 その他		- 企業債利息の負担減のため、借換債、補償金免除の繰上償還を積極的に活用し、資本費の削減を図る。 - 平成22年度より、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び、児童手当及び子ども手当に要する経費について、基準額どおりの繰入を見込む。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	人件費の削減 ・ 特殊勤務手当の廃止（平成20年度） ・ 時間外勤務手当の縮減
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	維持管理費の削減 ・ 第一調整池に小規模ポンプを設置し、契約電力を変更。年間約440万円の縮減（平成22年度～） ・ 日常点検、状況に応じ、職員による修繕を行い、保守点検の延長等により、委託料を削減。 ・ 施設の維持管理を民間委託。平成18年度～平成20年度 199,500千円。平成21年度～平成23年度 195,300千円。 歳入の確保 ・ 水質検査受託の手数料による増収。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰入金のうち、山口県企業局の工業用水施設の維持管理負担金については、共同施設の維持管理にかかる費用により毎年見直しをする。
4 その他	一般会計より基準額どおりの繰入を見込む。 ・ 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 22年度 1,758千円、23年度 1,773千円、24年度 1,797千円、25年度 1,820千円、26年度 1,844千円 ・ 児童手当及び子ども手当に要する経費 22年度 346千円、23年度 384千円、24年度 447千円、25年度 468千円、26年度 468千円

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、 に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上備還に伴う経営改革促進効果（つづき）
2 年度別目標等
（1）水道事業【延長計画策定団体】
年度別目標

(単位: 百万円、%)

区分	課 題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)		166.1	187.7	206.5	221.1	231.5					
		延長計画の目標値 (実績値)	145.9	160.8	174.2	185.3							
		当初計画の目標値 (実績値)		15,138	14,279	13,390	12,472	11,523		203.9	206.3	208.0	
		延長計画の目標値 (実績値)	15,971	15,138	14,280	13,393							
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値 (実績値)											
		当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値 (実績値)											
		当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値 (実績値)											
		当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値 (実績値)											

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</
---------------------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</
---------------------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)。

延長計画改善効果額 合計 A	33.1
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	
A + B + C	33.1
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	30.6

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)
経営状況

	平成17年度 (計画前 5 年度) (決 算)	平成18年度 (計画前 4 年度) (決 算)	平成19年度 (計画前 3 年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第 2 年度)	平成24年度 (計画第 3 年度)	平成25年度 (計画第 4 年度)	平成26年度 (計画第 5 年度)
給水人口 (千人)	66	65	65	65	64	64	64	63	63	62
年間総有収水量 (千 m ³)	9,851	9,851	9,884	9,857	9,851	9,851	9,851	9,878	9,851	9,851
公称施設能力 (m ³ / 日)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
1 日最大配水量 (m ³ / 日)	27,858	28,071	26,640	26,725	26,293	25,573	25,430	25,288	25,144	25,001
最大稼働率 (%)	92.9	93.6	88.8	89.1	87.6	85.2	84.8	84.3	83.8	83.3
供給単価 (円 / m ³)	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
給水原価 (円 / m ³)	162	156	155	152	148	146	139	137	134	133

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。